

令和4年度 総務部事業計画

1. 基本方針

司法書士制度が誕生し、今年で150周年の節目を迎える。司法書士は、「身近なくらしの中の法律家」として、国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現に向けて地道な努力を続けてきた。先人が築いてくれた司法書士制度に感謝と敬意を示すとともに、より一層国民にとって有用な制度を構築し、次の世代に引き繋ぐことが今を生きる我々の責務であることをあらためて自覚する年としたい。

近年、司法書士の業務に関する法改正が続いている。改正司法書士法が施行され、司法書士の使命が明確化された。昨年は、相続登記の義務化、所有者不明土地の財産管理人選任、土地所有権の放棄などの制度創設を内容とする民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立した。国民の所有する権利の複雑化を防止し、また、土地の利活用等が阻害されるなどの社会問題解決に寄与するため、その知見と経験を活用して新たな制度を担っていくことが我々司法書士の責務である。

令和2年1月に始まった新型コロナウイルス感染症は、収束に向かっているとはいえ、本年度もコロナ禍での活動を覚悟しなければならない。社会経済はコロナ禍でも確実に動いていることを考えれば、国民の権利を擁護する使命を担う我々司法書士は、感染防止を徹底することは当然であるが、登記、供託、その他の法律事務の専門家としての積極的な活動を期待されており、コロナ禍においても国民の負託に応えなければならない。また、コロナ禍による長引く自粛要請は、飲食関係を中心に非正規雇用者などの貧困問題に発展しており、司法書士として積極的な対応が期待されている。

今年度も引き続き、会員が安心して業務を執行できる環境を整えるとともに、より円滑な会務の執行を行いたい。

2. 事業項目

- (1) 司法書士制度150周年記念事業の実施
- (2) 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制関連（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）、犯罪収益移転防止法関連、インボイス制度関連その他法改正への対応
- (3) 司法書士倫理改正への対応
- (4) 相続登記促進事業・空き家問題への対応
- (5) 登記原因証明情報の作成権限獲得への対応
- (6) 執行部及び事務局の機能及び運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- (7) 事務局新体制の構築・支援
- (8) オンライン登記申請の推進・民事裁判手続のIT化への対応
- (9) 司法書士業務に関する情報提供
- (10) 財産管理業務等への対応
- (11) 裁判事件・家事事件における司法書士関与の推進
- (12) 非司法書士への対応
- (13) 苦情申立等への対応
- (14) 会館の維持管理、修繕
- (15) その他総務部に属する事業